

長浜市告示第209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

| | |
|---------------------------|--|
| 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地 | 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー25階 弁護士法人はるか 代表社員 弁護士 山口 伸人 |
| 委託した公金事務に係る歳入の種類 | 墓地年間管理料、福祉医療費返還金、資格喪失後受診による保険給付還付金、保健医療機関廃止による診療報酬返還金、生活保護法第63条返還金・生活保護法第78条徴収金、住宅使用料・損害金・退去修繕負担金、農業集落排水処理施設使用料、市設防犯灯損傷に係る損害賠償請求額、学校給食費及び保育所・認定こども園給食費 |
| 指定をした日 | 令和7年4月1日 |
| 委託をした日 | 令和7年4月1日 |
| 委託期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 収納の方法 | 現金又は指定口座への振込による。 |